

マイナンバーカードの交付申請はお済みですか

問 市民課 戸籍係 ☎ 22-3135

2月からマイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書等の各種証明書がコンビニエンスストアでも取得できるようになりました。

まだ、マイナンバーカードをつくっていない人は早めに交付申請してください。

●申請方法

お手元にある通知カードから交付申請書を切り離して、必要事項の記入及び顔写真を貼付し交付申請用封筒で郵送してください。

●有効期間

交付申請書用封筒の差出有効期間が「平成29年10月4日」までとなっているものは、期間延長により「令和4年5月31日」まで有効な封筒として利用できます。

※通知カードを紛失してもマイナンバーカードは交付申請できます。詳しくはお問い合わせください。

交付申請書部分

証明書自動交付機の利用は9月末まで

市役所と内牧支所に設置してあります証明書自動交付機は、ことしの9月末までで利用を終了します。

お手元の「阿蘇市民カード」「阿蘇町住民カード」は窓口で印鑑登録証明書を交付申請する際に必要です。大切に保管してください。



「阿蘇市民カード」「阿蘇町住民カード」は、印鑑登録証として引き続き取り扱います。

コミュニティ助成事業で地域活動備品を整備

地域社会の健全な発展を図ることを目的とした宝くじの助成金を活用し、地域活動時に不足していたイス、テーブル、〇A機器などを「北黒川区」「南黒川区」「上西河原区」「小倉区」の公民館に整備しました。

このコミュニティ助成事業は、社会貢献広報事業費を財源として一般財団法人自治総合センターが助成を行うものです。

地域活動備品の整備を行ったことにより、同地区ではコミュニティ活動が一層活発になるものと期待されます。



椅子



テーブル



テレビ



発電機

農地・農業用水路等の復旧を支援します

問 農政課 農村整備係 ☎ 22-3274

熊 本地震で被災した農地や農業用水路、農道を農家が自力で復旧する場合、必要な経費の一部を支援します。

事業の対象となるか不明な場合や申請書の作成方法など、詳しくはお問い合わせください。

※この事業は本年度で終了する見込みです。自力復旧を希望する人はお早めに申し込みください。



農家の自力復旧支援事業

●復旧対象

耕作に利用されると認められる農地

●対象経費

作業機械借上料、機械オペレーター賃金、材料費、運搬費等

●補助率 1 / 2 以内

●上限額 20万円/箇所

※国庫補助事業や本支援事業等を利用して既に復旧した農地は対象になりません。

※事業実施には、熊本地震による農地被災の届け出が必要です。

小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業

●復旧対象

農業用水路、農道(受益農家2戸以上)

●対象経費

作業機械借上料、機械オペレーター賃金、労務費、材料費等

●補助率 2 / 3 以内

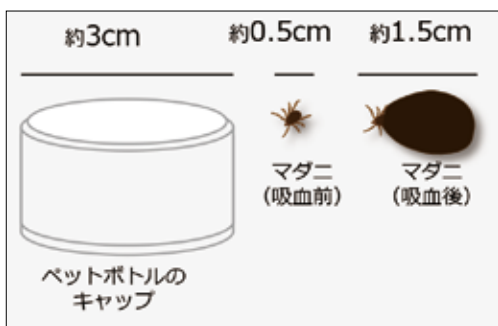
●上限額 26万6千円/箇所

野外活動で マダニに噛まれない ポイント

- 肌の露出を少なくする
- 長袖・長ズボンなどを着用
- 足を完全に覆う靴を履く
- 明るい色の服を着る
(マダニを確認しやすくする)



「マダニ」に注意!
マダニは森林や草地など屋外に生息する大型のダニです。ウィルスや細菌を保有している場合があり、噛まれるとダニ媒介脳炎や重症熱性血小板減少症候群等になる可能性があります。春から秋にかけて活発になり、野外の作業やレジャー等で噛まれる危険性が高まります。草むらや藪に入る場合は肌の露出を少なくしましょう。



☎ 22-3187
岡一の宮保健センター

虫除け剤も効果的です。野外活動後は入浴し、マダニに噛まれていないかを確認しましょう。噛まれた場合は、無理に引き抜かず皮膚科を受診し、数週間程度は体調の変化に注意しましょう。発熱等があれば、医療機関で診察を受けてください。



道路上に張り出している樹木伐採のお願い

問建設課 管理係 ☎ 22-3187

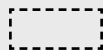

車道や歩道の一部で樹木や生垣が覆いかぶさると通行しづらだけでなく、折れ木・落枝等が原因で交通障害を引き起こす場合があります。樹木所有者は庭木の剪定・伐採を行い、適切な管理をお願いします。

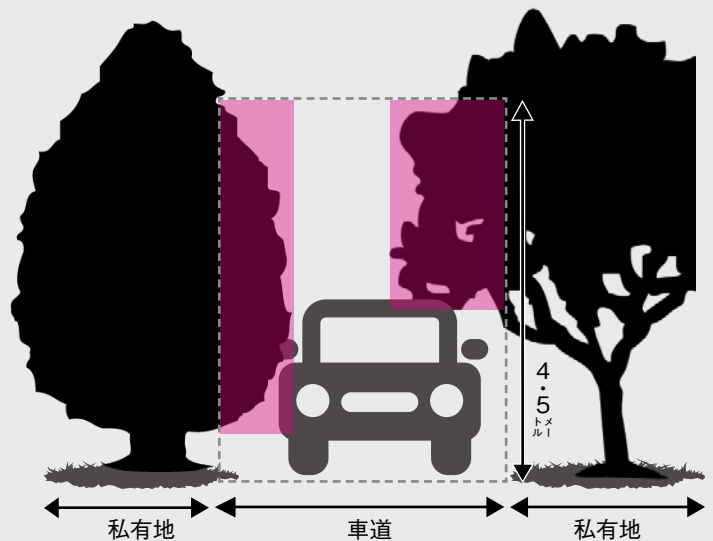
※私有地から張り出している樹木は、土地所有者の方に所有権があるため、市で剪定・伐採することが出来ません。

※折れ木・落枝や樹木等が道路にはみだしていることが原因で事故等が発生した場合は、所有者の方が責任を問われることがあります。

建築限界に樹木が出ないように注意！

自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、電柱、信号機、樹木等が道路に入ってはいけない「空間」を定めるものを建築限界といいます。高さについて車道の場合は「4.5m」、歩道の場合は「2.5m」の範囲に樹木等が道路に張り出していると建築限界を犯している可能性があります。

-  建築限界の範囲
-  建築限界を犯している範囲



※伐採などの作業時には、通行車両や自転車・歩行者の安全確保と樹木やはしご等からの転落防止に十分ご注意ください。

※カーブミラーの視界や防犯灯の明かりを遮る樹木等についても視界の確保をお願いします。

☎ 22-22312
【お問い合わせ】
阿蘇地域振興局 林務課



オグラセノウ



ヒゴタイ



ダイコクヨガネ



オオルリシジミ

阿蘇管内で生育・生息が確認できる主な県指定希少野生動植物

夏は植物の開花や昆虫の成体が多く見られる時期です。希少な動植物が生息・生育している場合、採取等は行わず、県民の財産である希少な動植物を保護し、次世代に引き継ぎましょう。

希少野生動植物を
保護しよう！

養護老人ホーム あそ上寿園

65歳以上で環境上の理由又は経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所できます。

※収入に応じて費用負担があります。



入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1
電話:0967-32-5501
FAX:0967-32-5505
担当: 施設長 藤本基子

広告

令和2年4月からの指定管理者を募集します

☎ 財政課 企画係 ☎ 22-3204

阿蘇市では「公の施設」について、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として指定管理者制度を導入しています。

令和2年4月1日からの指定管理者を募集しますので、以下をご参照のうえ応募してください。

●申込資格

応募要件を満たす法人又はその他の団体（個人での応募はできません）

※応募資格詳細は、各施設の所管課が配布する募集要項をご確認ください。

●募集要項配布・申込受付期間

8月1日(木)～9月30日(月)（土・日・祝日除く）

●指定期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日の「5年間」

●指定管理者の募集施設

公の施設の名称等	指定期間	所管課・問い合わせ先
①阿蘇市農林水産物処理加工施設	5年間	まちづくり課 ☎ 22-3318
②阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設		観光課 ☎ 22-3174
③阿蘇市古代の里キャンプ村		農政課 ☎ 22-3274
④阿蘇市農村環境改善センター		教育課 ☎ 22-3229
⑤阿蘇市阿蘇体育館 他2施設		
⑥阿蘇市阿蘇農村公園あぴか		
⑦阿蘇市温水プール・温泉施設 他1施設		
⑧阿蘇市就業改善センター 他3施設		

●選定

応募者の中から総合的に審査し、施設の効用を最大限に発揮できる団体等を指定管理者（候補者）として選定します。その後議会の議決を経て正式に決定します。

●申込方法

申込受付期間中に募集要項に定める書類を施設の所管課に提出してください。

募集要項及び申請様式は、阿蘇市ホームページに掲載しています。

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 *完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
 ・初回30分超または2回目以降は30分3500円
 ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇ひまわり基金法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）